

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成18年2月9日(2006.2.9)

【公表番号】特表2003-515983(P2003-515983A)

【公表日】平成15年5月7日(2003.5.7)

【出願番号】特願2001-540517(P2001-540517)

【国際特許分類】

H 04 N	5/445	(2006.01)
H 04 N	5/44	(2006.01)
H 04 N	5/76	(2006.01)
H 04 N	7/173	(2006.01)
H 04 N	5/765	(2006.01)
H 04 N	7/025	(2006.01)
H 04 N	7/03	(2006.01)
H 04 N	7/035	(2006.01)

【F I】

H 04 N	5/445	Z
H 04 N	5/44	A
H 04 N	5/44	D
H 04 N	5/76	Z
H 04 N	7/173	6 3 0
H 04 N	5/91	L
H 04 N	7/08	A

【誤訳訂正書】

【提出日】平成17年11月7日(2005.11.7)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】特許請求の範囲

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 仮想チャンネルを含むTV信号データを受信するための通信インターフェースと、

前記データを解釈し、視覚表現を作るプロセッサと、

前記仮想プレゼンテーションをビデオ表示装置に与える出力装置と、
を備えたセット・トップ装置。

【請求項2】 前記視覚表現を創作するビデオ表示プロセッサと、

前記ビデオ表示プロセッサと前記ビデオ表示装置上の視覚表現の様相を制御するビデオ表示コントローラと、

を備える、請求項1に記載のセット・トップ装置。

【請求項3】 前記仮想チャンネルがTVコンテンツとウェブ・コンテンツとを備える、請求項1に記載のセット・トップ装置。

【請求項4】 前記ウェブ・コンテンツ及びTVコンテンツがソース・スペシフィックでない、請求項1に記載のセット・トップ装置。

【請求項5】 前記チャンネルが仮想プログラム・ガイドである、請求項1に記載のセット・トップ装置。

【請求項6】 前記仮想チャンネルがメタデータを含む、請求項1に記載のセット・トップ装置。

【請求項 7】 前記プロッセサが前記メタデータを使用して仮想プログラム・ガイドを公式化する、請求項 6 に記載のセット・トップ装置。

【請求項 8】 前記プロッセサがメタデータを前記視覚表現の前記表示を制御するために使用する、請求項 6 に記載のセット・トップ装置。

【請求項 9】 前記 TV 信号データが、プロッセサにより取り出されるウェブ・コンテンツを含む垂直帰線期間を備える、請求項 1 に記載のセット・トップ装置。

【請求項 10】 前記取り出されたウェブ・コンテンツが仮想プログラム・ガイドである、請求項 10 に記載のセット・トップ装置。

【請求項 11】 更に、前記ウェブコンテンツを記憶するメモリを備える、請求項 3 に記載のセット・トップ装置。

【請求項 12】 前記プロッセサが、前記視覚表現に含まれるべき前記ウェブ・コンテンツを前記メモリから取り出す、請求項 11 に記載のセット・トップ装置。

【請求項 13】 仮想チャンネル・データを伝送するホストと、

伝送された前記仮想チャンネル・データを受信し、該仮想チャンネル・データから仮想チャンネル・プレゼンテーションを作るセット・トップ装置と、

前記仮想チャンネル・プレゼンテーションを表示する表示装置と、
を備える、仮想チャンネルを提示するシステム。

【請求項 14】 前記仮想チャンネル・データが、TV コンテンツとウェブ・コンテンツとを含む、請求項 13 に記載のシステム。

【請求項 15】 前記ウェブ・コンテンツと TV コンテンツが、ソース・スペシフィックでない、請求項 14 に記載のシステム。

【請求項 16】 前記仮想チャンネル・データが仮想プログラム・ガイドを含む、請求項 15 に記載のシステム。

【請求項 17】 前記仮想チャンネル・データがメタデータを含む、請求項 13 に記載のシステム。

【請求項 18】 前記セット・トップ装置が前記メタデータを使用して仮想プログラム・ガイドを公式化する、請求項 17 に記載のシステム。

【請求項 19】 前記セット・トップ装置が前記メタデータを使用して仮想チャンネルを公式化する請求項 18 のシステム。

【請求項 20】 前記セット・トップ装置が前記メタデータを使用して前記仮想チャンネル・プレゼンテーションの表示を制御する、請求項 19 に記載のシステム。

【請求項 21】 前記セット・トップ装置が、前記ウェブコンテンツを記憶するメモリを備える、請求項 14 に記載のシステム。

【請求項 22】 前記セット・トップ装置が、前記仮想チャンネル・プレゼンテーションに含まれるべきウェブ・コンテンツを前記メモリから取り出す、請求項 21 に記載のシステム。

【請求項 23】 TV システムに、

関連するコンテンツ形式を含む複数の仮想チャンネルであって、該コンテンツ形式がソース・スペシフィックでない仮想チャンネル
を表示するための仮想プログラム・ガイド。

【請求項 24】 前記仮想プログラム・ガイドが、前記仮想プログラム・ガイドに含まれる選択された仮想チャンネルに表示されているプログラミング表示を含む、請求項 23 に記載の仮想プログラム・ガイド。

【請求項 25】 更に、メタデータを含む、請求項 23 に記載の仮想プログラム・ガイド。

【請求項 26】 前記仮想プログラム・ガイドが 1 つ又はそれ以上の他の仮想プログラム・ガイドを含む・請求項 23 に記載の仮想プログラム・ガイド。

【請求項 27】 仮想チャンネルの選択が、前記仮想チャンネルのプログラミング表示を生じる、請求項 23 に記載の仮想プログラム・ガイド。

【請求項 28】 仮想プログラム・ガイドの選択が、前記選択された仮想プログラム

- ・ガイドの表示を生じる、請求項2-4に記載の仮想プログラム・ガイド。